

ドコモn e t ご利用規則

株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます。）は、IP通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）に基づき提供する付加機能のうち「ドコモn e t 機能」（以下「本サービス」といい、このうち、IP通信網サービスの通信速度種別が「10Gタイプ」の品目向けに提供する機能を以下「ドコモn e t（ドコモ光 10ギガ）」といい、それ以外の品目向けに提供する機能を以下「ドコモn e t（ドコモ光 1ギガ）」といいます。）をドコモn e t ご利用規則（以下「本規則」といいます。）及びドコモn e t についての注意事項等で当社が規定する利用上の条件等に従って提供するものとします。なお、本規則にて使用する用語は、本規則にて特に定める場合を除き、約款にて定義する意味を有するものとします。

第1条（サービス概要）

ドコモは、本サービスにおいてお客さまに以下の機能を提供するものとします。なお、機能の概要は別紙に定めるとおりとします。

- i. インターネット接続サービス
- ii. インターネットメール機能
- iii. メールウィルスチェック機能
- iv. 迷惑メール自動判定機能
- v. マルウェア不正通信ブロック機能
- vi. 付帯サービス

第2条（利用料について）

お客さまは、本サービスを利用するために、ドコモの提供する IP 通信網を利用した場合、約款に定める料金をご負担いただきます。

第3条（認証 ID、認証パスワードについて）

1. お客さまがドコモn e t（ドコモ光 1ギガ）を利用する場合は、ドコモが付与する認証 ID 及び認証パスワード（以下総称して「ドコモn e t ID」といいます。）が必要となります。なお、IP 通信網内の複数回線から同一のドコモn e t ID で同時にインターネット接続することはできません。
2. 本サービスのうち一部の機能の利用にあたっては、dアカウント（ドコモが別に定める「dアカウント規約」または「ビジネスdアカウント規約」に基づき発行したdアカウント ID 及びパスワードをいいます。）の入力が必要となります。
3. お客さまは、お客さまのdアカウント及びドコモn e t ID を他人に知られないよう管理を行うものとします。
4. お客さまによるdアカウント及びドコモn e t ID の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は、お客さまが負担するものとします。

第4条（免責事項について）

1. ドコモは、本サービス内容及びお客さまが本サービスを通じて得る情報等についてその安全性、正確性、確実性、有用性、第三者の権利の非侵害性等についていかなる保証も行わないものとしします。
2. 本サービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、本サービスを通じて登録、提供若しくは収集されたお客さまの情報の消失、本規則に基づく情報の削除、その他本サービスに関連して発生したお客さまの損害についてのドコモの責任は約款の規定のとおりとしします。
3. お客さまが本サービスの利用によりお客さまや第三者（他の利用者を含みます。）に対し損害を与えた場合、お客さまは自己の責任でこれを解決し、ドコモの故意又は重過失による場合を除き、ドコモはいかなる責任も負担しないものとしします。

第5条（通信機器等について）

お客さまは、本サービスを利用するために必要な通信機器（ドコモが約款に基づき提供するものを除きます。）、ソフトウェアの準備、設定等を、自己の費用と責任において行うものとしします。

第6条（お客さま情報の取扱いについて）

1. ドコモは、お客さまから取得する個人情報の取扱いについて、別途「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。なお、お客様は、ドコモが別に定める「ドコモnet/お客さまに関する情報の第三者提供」に同意する必要があります。
2. お客さまの申込み手続きを簡略化するため、ドコモは、お客さまからの委託を受けて西日本電信電話株式会社に対し「フレッツ・v6 オプション」を申し込むことができるものとしします。当該申込みにより、西日本電信電話株式会社からお客さまに対して、お客さまから取得した情報に基づき「フレッツ付加サービス等申込内容のご案内」が郵送されることがあります。
3. ドコモからお客さまへの本サービスに関する各種情報（業務提携先のサービス等に関するご案内を含みます。）のほか、本サービスに関するドコモから重要な情報は、お客さまから取得した情報に基づき本サービスでドコモがお客さまに提供するメールアドレスへの電子メールや、お客さまの保有する携帯電話回線へのメッセージ等により送付する場合があります。

第7条（著作権等について）

お客さまは、権利者の承諾を得ない限り、いかなる場合においても、本サービスを通じて取得した情報を、著作権法で定めるお客さま個人の私的使用の範囲内で利用するものとしします。

第8条（禁止事項について）

お客さまは本サービスを利用して次の行為を行わないものとしします。

- i. ドコモ若しくは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- ii. ドコモ若しくは第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

- iii. ドコモ若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為
- iv. 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為
- v. dアカウント又はドコモnet IDを第三者に提供する等不正に使用する行為
- vi. サーバーへの不正なアクセス（他人のなりすまし及び偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）など、本サービスの運営を妨げる行為
- vii. コンピューターウイルス等の有害なプログラムを本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為
- viii. 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律又は特定商取引に関する法律に違反する行為
- ix. その他法令又は公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為
- x. その他前各号に準ずる行為

第9条（本サービスの利用停止について）

1. ドコモは、お客さまが次の各号に該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。
 - i. 本規則第8条（禁止事項について）の規定に違反したとき
 - ii. 本サービスご契約時に虚偽の申告をしたとき
 - iii. 前各号のほか、本規則に反する行為であって、本サービスに関するドコモの業務の遂行若しくは本サービスの電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき
 - iv. その他ドコモが不相当と判断したとき
2. お客さまは、前項各号の一に規定する事由により本サービスの利用停止があった場合であっても、お客さまは、約款に定めるとおりの支払、その他ドコモに対して負担する債務を履行するものとします。
3. お客さまが送信した電子メール（ドコモ以外のものが割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下本条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、そのお客さまの電子メールの転送を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があるとドコモが認めるときは、ドコモは、そのお客さまからの電子メールの転送を停止することがあります。
4. 本サービスの利用停止があったとき、ドコモが利用停止を解除するまでにドコモの定める時間を要する場合があります。

第10条（本サービスの強制解約について）

- ドコモは、お客さまが次の各号に該当するときは、本サービスを解約することがあります。
- i. 本規則第9条第1項各号に定める行為が解消されない場合
 - ii. 約款に定める契約者の義務規定にお客さまが違反した場合、その他ドコモの業務の遂行又は本サービスの設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす行為と認められる場合

第 11 条（本サービス提供の中断について）

1. ドコモは、次の場合には、本サービスの全部若しくは一部の中断を行うことができるものとします。この場合において、ドコモは、ドコモが適当と判断する方法で事前にお客さまにその旨を通知又はドコモのホームページ上に掲示するものとします。ただし、緊急の場合又はやむを得ない事情により通知できない場合は、この限りではありません。

- i. 本サービスの設備又はサービスの障害による場合
- ii. 本サービスの設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
- iii. 通信の輻輳等のため、本規則に基づき、通信の利用を制限する場合
- iv. その他技術上又はドコモの業務の遂行上やむを得ない場合

2. 前項に定める本サービスの全部若しくは一部の中断によって生じたお客さまの損害に対するドコモの責任は、約款の規定のとおりとします。

第 12 条（設備の修理又は復旧について）

本サービスの利用中に、お客さまがサービスに異常を発見したときは、お客さまはお客さま自身の設備等に故障がないことを確認の上、ドコモに修理又は復旧の請求をするものとします。

第 13 条（本規則の変更について）

ドコモは、次に掲げる場合は、あらかじめドコモが適切と判断する方法によりお客さまに周知を行うことにより、本規則を変更することができるものとします。この場合、変更日以降の本サービスの提供条件等については、変更後の本規則が適用されます。

- i. 本規則の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき
- ii. 本規則の変更が、本サービス利用の契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第 14 条（本規則の適用について）

本規則の内容と約款の内容とが相違する場合は、本規則が優先するものとし、本規則に定めのない事項については、約款の定めに従うものとします。

附則（実施期日）

本規則は、2015 年 8 月 3 日から実施します。

附則（2016 年 11 月 1 日）

本改訂規則は、2016 年 11 月 1 日から実施します。

附則（2018 年 3 月 27 日）

本改訂規則は、2018 年 3 月 27 日から実施します。

附則（2019 年 7 月 24 日）

本改訂規則は、2019 年 7 月 24 日から実施します。

附則（2019年12月11日）

本改訂規則は、2019年12月11日から実施します。

附則（2020年3月23日）

本改訂規則は、2020年3月23日から実施します。

附則（2021年4月12日）

本改訂規則は、2021年4月12日から実施します。

別紙

1. インターネット接続サービス

- (1) 本サービスのアクセスポイントを経由して、インターネットにアクセスすることができるサービスです。
- (2) ネットワークの輻輳状態が継続される事を避けるため、輻輳制御を行う場合があります、この場合インターネットへの接続が制限されます。
- (3) 本サービス用に使用する設備に対し、混雑の原因となる大量のトラフィックを発生させているお客さまに対し、帯域を制御すること等により本サービスの速度を制限することがあります。
- (4) 通信速度制限、輻輳制御の内容は、変更される場合があります。

I IPv6 インターネット接続機能

I-1 ドコモnet（ドコモ光 1ギガ）

- (1) IPv4 通信の利用に加えて、IPv6 通信の利用が可能となる機能です。本機能は、IPv4 と IPv6 とを共存させる技術での提供となります。
- (2) IPv6 は IPv4 の開通から 1 週間程度経過後に開通します。また、お客さまの利用状況によっては更に遅れる場合があります。
- (3) IPv6 通信には IPv6 ルーター又は IPv6 ブリッジ(パススルー)機能に対応したルーターが必要です。
- (4) ドコモが別に定める対応機器を利用することで、IPv4 over IPv6 通信を利用できます。なお、利用可能エリアはドコモのホームページをご確認ください。
- (5) IPv4 over IPv6 通信は、ポート開放が必要な IPv4 通信サービス（オンラインゲームやリモートアクセスなど）には利用できない場合があります。

I-2 ドコモnet（ドコモ光 10ギガ）

- (1) IPv6 通信及び IPv4 over IPv6 通信のご利用には、10Gbps に対応した無線 LAN ルーター（OCN バーチャルコネクタ及び DHCPv6-PD 機能搭載）が必要です。
- (2) IPv4 over IPv6 通信は、ポート開放が必要な IPv4 通信サービス（オンラインゲームやリモートアクセスなど）には利用できない場合があります。

2. インターネットメール機能

- (1) インターネットを通じてメッセージを交換できるサービスです。
- (2) ドコモは、本サービスに対し、1つのメールアドレス及びメールパスワードを付与します。メールアドレスを追加することはできません。
- (3) 利用できる受信プロトコルは POP 方式/IMAP 方式です。
- (4) メールボックスには一定の容量制限があり、これを超える場合には、インターネットメールを受信することができなくなります。
- (5) メールパスワードを変更した場合、お客さまの通信機器のメールソフトにて設定しているパスワードも変更する必要があります。

- (6)お客さまが本サービスを解約した場合、本サービスに係るメールサーバーに保存中のメールは全て削除されます。
- (7)メール送信時に送信先のメールアドレスにRFC（インターネットの技術標準文書）違反のメールアドレスが含まれている場合、メールの送信ができません。

3. メールウイルスチェック機能

- (1)本サービスでドコモから付与されるメールアドレスに送信及び受信された電子メールに含まれるコンピューターウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、ドコモが別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除を行います。ただし、駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除の実施時における、ドコモが別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- (2)メール送信時にウイルスを検知した場合、メールは送信されません。
- (注) 本条に規定するドコモが別に定めるソフトウェアとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知、駆除可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。
- (URL: <http://www.trendmicro.co.jp/support/>)

4. 迷惑メール自動判定機能

- (1)インターネットメール機能によりお客さまが利用するメールアドレス宛てに送信された電子メールについて、ドコモが定める基準に基づき、特定電子メールの送金の適正化等に関する法律及び特定商取引に関する法律に抵触する又は抵触すると思われる電子メールや、一方的に受信者に送付され一般的に受信者に不快感を抱かせる電子メール（以下「迷惑メール」といいます。）にあたりと判断した場合、お客さまが当該電子メールを受信する時点で、件名に[meiwaku]を付記する機能です。
- (2)本機能では、お客さまが受信する全ての電子メールについてドコモが採用した迷惑メール判定ソフトウェアを用いて判定を行い、当該電子メールのヘッダ情報に、判定結果に基づき「迷惑度」（当該電子メールが迷惑メールに該当する可能性に関する値をいいます。）を付記します。また、「迷惑度」が一定の値となる場合に、件名に[meiwaku]と付記します。
- (3)メールアドレスを変更した場合、本機能は変更日の翌日に適用されます。
- (4)本機能は、全ての迷惑メールに完全に対応することを保証するものではありません。また、迷惑メールそのものの送受信を止めるものではありません。

5. マルウェア不正通信ブロック機能

- (1)マルウェア※1 に感染したパソコンなどの通信機器が、悪意のある第三者が設置した外部のC&Cサーバー※2 と、お客さまに被害をもたらす可能性がある不正な通信を行おうとする場合に機械的・自動的に検知し、当該通信を遮断する機能です。
- (2)本機能は、通信機器がマルウェアに感染することを防止する機能ではありません。

- (3) 本機能は、お客さまの通信内容を閲覧することなく、C&C サーバーとの通信を機械的・自動的に検知し、遮断します。遮断回数、発生日時といった履歴その他の詳細については開示できません。
- (4) 本機能による C&C サーバーとの通信遮断は回線単位で実施します。感染端末の特定は行いません。また、マルウェアに感染した原因、時間等の特定はできません。
- (5) 本機能は、全ての不正な通信を遮断できることを保証するものではありません。また、マルウェア感染によってお客さまに発生した損害等について、ドコモの故意又は重過失による場合を除き、ドコモは一切の責任を負いません。マルウェアの駆除や感染防止はお客さま自身の責任で実施してください。
- (6) 本機能は、ドコモが別に定める方法によりお客さまが設定を変更いただくことで停止することができます。
- (7) ドコモ n e t（ドコモ光 1 ギガ）の IPv6 による通信では、本機能は動作しません。

※1 悪意のあるソフトウェア(ウイルス等)の総称で、コンピュータに感染し情報搾取や遠隔操作を自動的に実行するプログラムをいいます。

※2 悪意のある第三者が管理し、マルウェアに感染した機器などに遠隔指令を出すことで、セキュリティ被害をもたらすサーバーをいいます。

6. 付帯サービス

I 総合セキュリティソフト

I-1 マカフィーインターネットセキュリティ

- (1) マカフィー株式会社が提供するセキュリティサービス「マカフィー インターネット セキュリティ」（以下「本ソフトウェア」といいます。）を、当該手続完了日から 12 か月間無償で利用することができる権利を提供します。
- (2) ドコモは、ダウンロードコードを、ドコモ n e t 契約後、お客さまのドコモ n e t メールを通じて、通知するものとします。
- (3) お客さまは、ダウンロードコードをドコモが通知するホームページから入力していただき、所定の手続きを実施することにより、本ソフトウェアを利用することができます。
- (4) 本ソフトウェアは他のパソコンインストール型コンピューターウイルス対策ソフトウェアとは併用できません。
- (5) 本ソフトウェアは OS が Windows であるパソコンでのみ利用できます。
- (6) 本ソフトウェアはマカフィー株式会社がお客さまに直接提供します。本ソフトウェアの利用条件は、マカフィー株式会社が別に定める「使用許諾契約」によるものとします。
- (7) 前項に基づく本ソフトウェアの無償利用権の提供は、2019 年 7 月 31 日までに本サービスの申込みをされたお客さまに限るものとします。

I-2 ネットワークセキュリティ

- (1) 本サービスと同時にドコモが「ネットワークセキュリティ利用規約」に基づき提供するセキュリティサービス「ネットワークセキュリティ」(以下「ネットワークセキュリティ」といいます。)の利用に係る契約を締結していることを条件として、当該条件を満たしている期間(ただし、最初に当該条件を満たした日の属する月の翌月1日から起算して11か月目の末日までを上限とします。)に限り、ネットワークセキュリティを無償で利用することができる権利を提供します。
- (2) 前項に基づきネットワークセキュリティを無償で利用できる条件を満たさなくなった場合であっても、ネットワークセキュリティの利用に係る契約は終了せず、ネットワークセキュリティ利用規約に定めるところに従い利用料その他の当社に対する債務の支払いを要するものとし